

個人住宅建築に伴う埋蔵文化財発掘調査業務

# 徳定 A・B 遺跡

—— 第7次発掘調査報告書 ——

令和5年12月

郡山市教育委員会

## 序 文

郡山市は、福島県のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれ、その地理的特徴から、原始・古代より交通の結節点として東西南北から、さまざまな地域の文化が集まり、それらを礎として多様な文化が形成されてきました。

文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、地域文化の向上・発展の基礎となるものであります。その中でも、埋蔵文化財は文字の無い時代や文献史料の少ない地域の歴史や文化を解明するための貴重な資料です。

郡山市教育委員会では、本市の歴史や文化を解明する貴重な財産である埋蔵文化財を後世に遺し、継承していくことが現代に生きる私たちの大きな責務であるとの認識のもと、埋蔵文化財の保存と活用に努めているところであります。

徳定A・B遺跡は、日本大学から徳定大橋を挟んだ田村町徳定地域の範囲まで位置し、東北新幹線の建設や阿武隈川の河川改修、区画整理事業による発掘調査が実施されてきました。これまでの調査の結果、古墳時代から平安時代までの集落や中世の城館、弥生時代の人面付土器が発見され、様々な時代にわたって利用されていたことがわかっています。この度、遺跡内での個人住宅建設に伴い実施した発掘調査では、竪穴建物跡と復元できる土師器が複数発見されました。当地区並びに周辺に集落が存在している可能性が示唆されるようになります。

本書は、発掘調査の成果を周知し、活用できるように後世に残す記録としてまとめたものであります。今後、地域の歴史解明の基礎資料や研究資料として、広く皆様に活用していただきますとともに、埋蔵文化財の保存と活用について御理解をなお一層深めていただければ幸いに存じます。

結びに、発掘調査実施から報告書作成にあたり、御尽力を賜りました関係各位に敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げ序文といたします。

令和5年12月

福島県郡山市教育委員会  
教育長 小野 義明

# 調 査 要 項

遺跡名(次数)	徳定A・B遺跡(第7次)
所在地	福島県郡山市田村町徳定字代畑2-1
履行期間	令和5年7月5日～令和5年12月22日
発掘調査期間	令和5年7月5日～令和5年7月14日
発掘調査面積	101.52㎡(218.4㎡相当)
調査委託者	郡山市(市長 品川萬里)
調査主体者	郡山市教育委員会(教育長 小野義明)
調査担当者	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社(代表理事 浜津佳秀)
事務局	郡山市文化スポーツ部文化振興課文化財保護係(係長 濱田暁子)
調査員	垣内和孝
調査補助員	菅田義克
業務従事者	垣内 菅田 今泉淳子 上田美紀 柳田栄造 山田秀和 吉田イチ子

## 例 言

1. 本書は、福島県郡山市田村町徳定に所在する徳定A・B遺跡の個人住宅建築に伴う記録保存を目的とした第7次発掘調査の報告書である。
2. 徳定A・B遺跡では、これまでに福島県教育委員会と郡山市教育委員会が主体となって複数の発掘調査が実施されており、今回の第7次は郡山市教育委員会分についてのみ次数を累積換算した。
3. 発掘調査および整理報告に関わるすべての費用は郡山市が負担した。
4. 本書は、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社文化財調査研究センターが編集し、郡山市教育委員会が発行した。
5. 本書の執筆は、1・3～5を垣内和孝、2を郡山市文化振興課文化財保護係の荒木麻衣が行なった。
6. 遺構・遺物の図面作成・写真撮影は垣内和孝・菅田義克・今泉淳子・吉田イチ子が行なった。
7. 調査に関わる記録・資料および出土遺物は郡山市教育委員会の保管である。
8. 本書の作成にあたり、以下の文献を参照した。

垣内和孝「郡山の後・終末期古墳」『郡山地方史研究』第50集 2020年

郡山市文化・学び振興公社編『徳定A・B遺跡 第1・2次発掘調査報告』郡山市教育委員会 2014年

郡山市文化・学び振興公社編『徳定A・B遺跡 第3・4次発掘調査報告』郡山市教育委員会 2015年

郡山市文化・学び振興公社編『徳定A・B遺跡 第5・6次発掘調査報告』郡山市教育委員会 2016年

福島県教育庁文化課編『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告Ⅲ 徳定遺跡』福島県教育委員会 1981年

福島県文化振興財団編『御代田地区遺跡調査報告1 徳定A・B遺跡』福島県教育委員会 2023年

横須賀倫達「湖の上1・2号墳出土遺物の調査と研究」『福島県立博物館紀要』第23号 2009年

# 目 次

序 文  
調 査 要 項  
例 言  
目 次

1. 位置と概要	1
2. 調査に至る経緯	6
3. 調査の経過と方法	6
4. 遺 構	8
5. 遺 物	13

報告書抄録

## 1. 位置と概要

徳定A・B遺跡は、福島県郡山市田村町徳定・御代田に所在する。遺跡の場所は、JR郡山駅や郡山市役所の所在地を含む市街地の広がり南東側の部分である。遺跡の範囲は多くが宅地化する一方で、南側から東側にかけては水田がひろがる。遺跡の西側には阿武隈川が北流し、その東岸沿いに広がる平坦地の微高地上に、遺跡は立地する。現在の阿武隈川は河川改修により直線的な河道となっているが、かつては複数の場所で大きく蛇行していた。遺跡の範囲内にも、蛇行した旧河道の痕跡が低湿地などとして残されている。この旧河道の両岸に、遺跡の範囲が広がる。

徳定A・B遺跡では、福島県教育委員会と郡山市教育委員会を主体とした発掘調査が複数回行なわれている。1972・74・75年度には、東北新幹線の建設に伴い、福島県教育委員会を主体に調査が行なわれ、古墳時代後期から奈良・平安時代の竪穴建物などがみつかった。そのうち中心となるのは古墳時代後期であり、出土した土師器のなかには、「関東地方の土器との関連が考えられる」ものがある（福島県教育庁文化課 1981年）。その後、徳定土地区画整理事業に伴い、郡山市教育委員会が主体となって2005・09～12年度にも調査が行なわれ、既往の調査ではみつかっていなかった古墳時代前期と中期の竪穴建物や中世の堀などを確認した（郡山市文化・学び振興公社 2014・15・16年）。近年では、阿武隈川の河川改修に伴い、福島県教育委員会を主体に2020年度に調査が行なわれ、古墳時代後期・終末期と中世の集落を確認した（福島県文化振興財団 2023年）。

以上の調査によって、徳定A・B遺跡は、古墳時代から奈良・平安時代の古代集落と、中世の集落が複合する遺跡であることが明らかになった。そのなかでも特に、確認された竪穴建物の数が多い古墳時代後期・終末期に、集落の盛期を迎えていると予想できる。阿武隈川を挟んで、徳定A・B遺跡の対岸に位置する淵の上遺跡では、7世紀初頭前後に築造された有力古墳がみつかっており、その被葬者は、「徳定遺跡と関係の深い人物」で、「関東勢力を通してその背後にある畿内の中央政権と結びついていた」と評価されている（横須賀 2009年）。その指摘を受け、淵の上遺跡の有力古墳が阿武隈川を越えて同西岸域に造営された背景について、古代東山道に先行する交通路がすでに存在し、それを意識しての占地とする見解もある（垣内 2020年）。

今回の発掘調査は、個人住宅の建築に伴い、郡山市教育委員会を主体に実施した。その際、これまでに行なわれた発掘調査のうち、郡山市教育委員会を主体とした調査のみを次数換算して第7次調査とした。調査の結果、調査対象範囲内の北部に旧河道の範囲が及んでいたことが確かめられ、その南側部分で竪穴建物が2棟、土坑が1基、ピットが7基みつかった。出土遺物の様相から、これらの遺構のうち、竪穴建物は古墳時代中期後半と奈良時代のものが各1棟と判断できる。土坑とピットは出土遺物がなく確かな時期は不明ながら、ピットは奈良時代の竪穴建物より新しいことが確かめられた。明確な柱痕は確認できなかったものの、簡易な構造の掘立柱建物の柱穴の可能性はある。これまでの調査でみつかった中世の集落と関連する遺構かもしれない。

第7次調査区は、徳定A・B遺跡の範囲の東端にあたる。竪穴建物に代表される遺構が確認されたことで、集落の居住域が、遺跡の範囲の東端にまで及ぶことが判明した。周辺の地形や遺構の確認状況を踏まえれば、その広がりが現状における遺跡の範囲に収まるとは考え難いであろう。

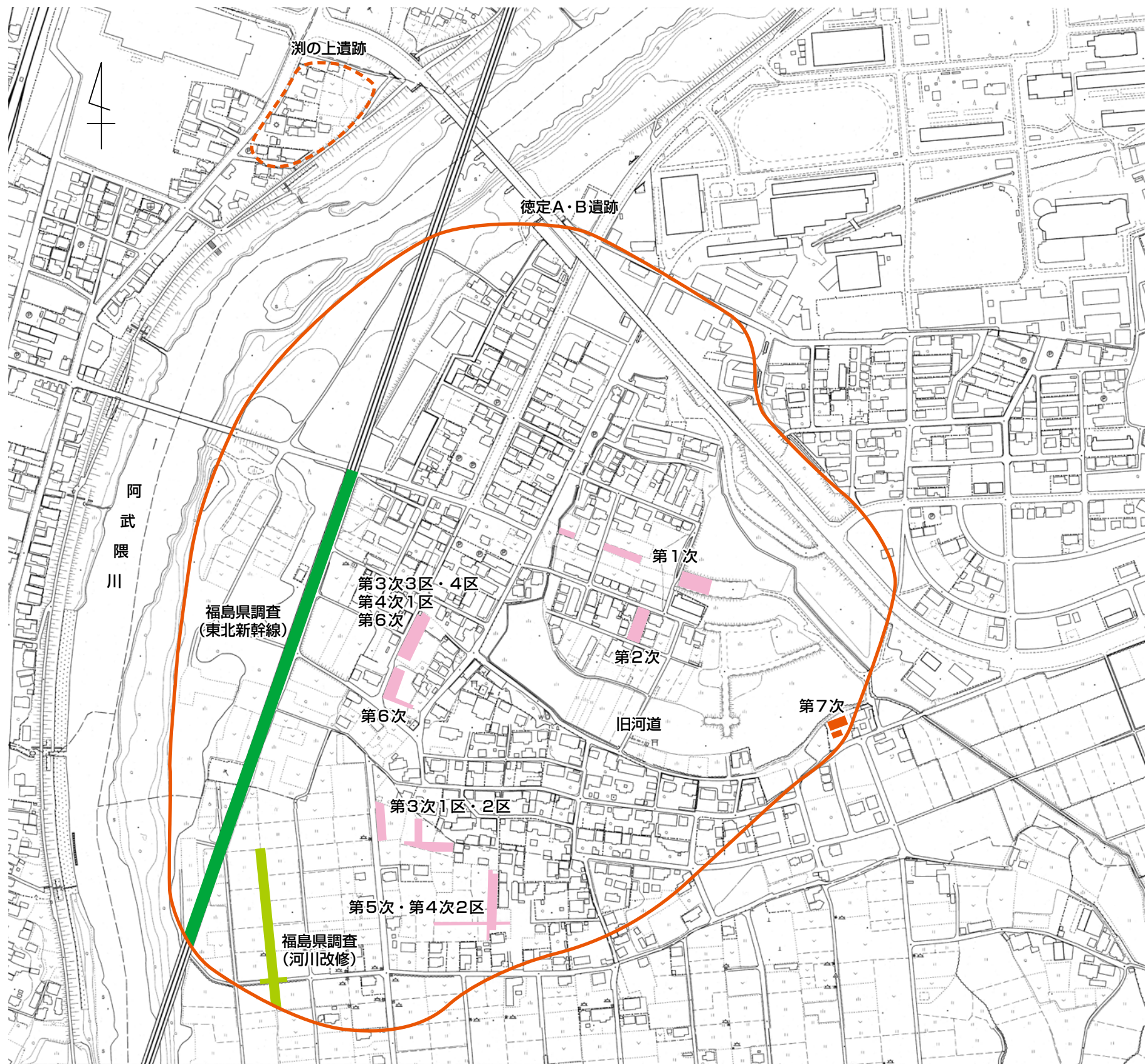




500m 0 500 1000 1500 (1/25,000)

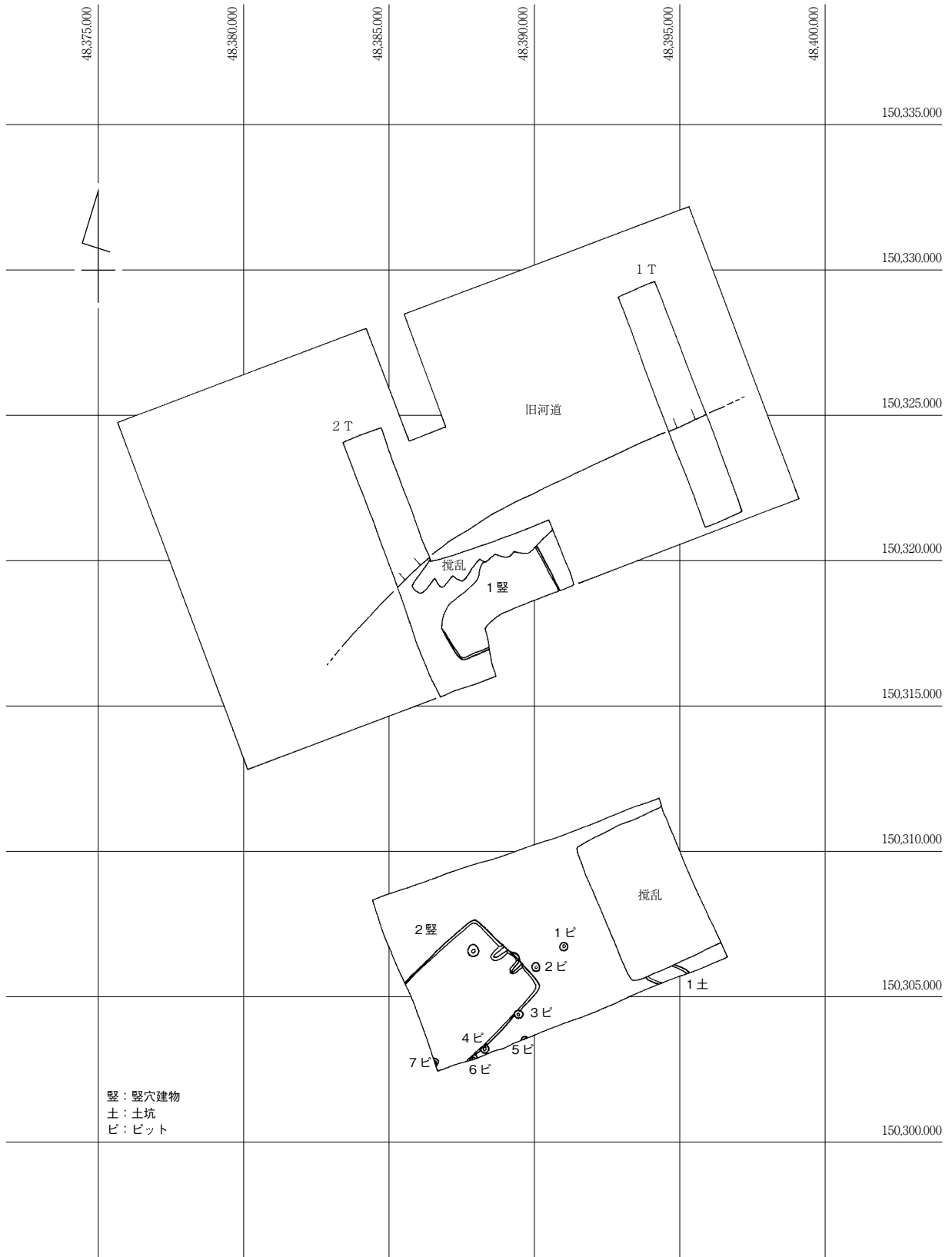
第1図 遺跡の位置





第2図 調査区的位置

0 200m (1/5,000)



世界測地系平面直角座標第Ⅸ系

第3図 第7次調査区



## 2. 調査に至る経緯

埋蔵文化財包蔵地の徳定A・B遺跡地内で個人住宅建築の計画の相談があり、郡山市教育委員会は、令和5年6月21日に対象となる開発区域252.3㎡に、トレンチを1本設定し、調査面積8.12㎡の試掘調査を実施した。

調査の結果、現表土面から30～40cmの深さで、竪穴遺構やピットを検出し、土師器片が出土した。そのため、調査範囲全体の252.3㎡を要保存範囲と判断した。

その後、事業地の埋蔵文化財の保護・保存について、協議が持たれ、工法変更等による現状保存が困難であると結論に達し、記録保存を目的とする発掘調査を実施することで合意を得たが、工事着手までの期間に猶予がないことから、発掘調査の範囲を限定するために、より詳細な遺跡の範囲を確認するため改めて試掘調査を実施し、遺跡の保存が不可能となる範囲218.4㎡の発掘調査を実施することとした。

これを受けて、徳定A・B遺跡第7次調査及び発掘調査報告書作成において、令和5年7月5日付けで郡山市と公益財団法人郡山市文化・学び振興公社との間で委託契約が締結された。

## 3. 調査の経過と方法

開発対象範囲は南北の2ヵ所に分かれており、そのうちの北部分を北調査区、南部分を南調査区とした。前項に示したように、発掘調査に先立ってより詳細な内容を把握するための試掘調査が必要となったため、7月3日と4日にこれを実施した。北調査区の部分は、現況によって阿武隈川の旧河道の範囲が及んでいることが予想でき、1・2号の2本のトレンチを設定して、旧河道の範囲と遺構の存在状況の確認を行なった。その結果、北調査区の多くは旧河道であることが判明した。1号トレンチでは遺構・遺物ともにみつからず、2号トレンチでは1号竪穴建物を確認した。各トレンチで把握した旧河道の広がりをお案すれば、北調査区に存在するのはこの1号竪穴建物に限られると予想できた。調査期間が限られていたこともあり、北調査区はトレンチ調査として、開発の範囲内で竪穴部分を拡張するにとどめ、全体の掘削は実施しなかった。旧河道の及ばない南調査区については、開発範囲の全体を3号トレンチとして掘削し、範囲内における遺構の存在状況を把握した。

試掘調査に引き続いて、7月5日には発掘調査を開始した。調査区内の層序は、旧河道の堆積土は含めずに、LⅠ＝表土・耕作土、LⅡ＝黄褐色土（砂を含むローム質土）、LⅢ＝暗灰色土（小礫を含む砂質土）とした。重機を用いてLⅠを除去した後、LⅡの上面において、人力で遺構の検出を行なった。確認した遺構から順次調査を進めた。大半の遺構がLⅡを掘り抜き、LⅢまで掘り込まれていた。写真の撮影はデジタルカメラを使用し、図面は20分の1の縮尺で作図した。開発者の都合により、7月7日には北調査区を重機で埋め戻して引き渡した。南調査区の調査は7月11日に終了し、14日には重機で調査区を埋め戻して屋外での作業を完了した。

屋内での作業は発掘調査の終了後に開始した。他の業務と並行して、出土遺物の水洗・注記・接合・実測・写真撮影、原稿の作成などといった作業を進め、9月29日までには報告書の印刷・校正を除く作業を終了した。遺物の図化は原寸で行ない、写真の撮影はデジタルカメラを使用した。



1号トレンチ



2号トレンチ



南調査区

## 4. 遺 構

竪穴建物2棟、土坑1基、ピット7基を確認した。調査区内は平坦でおおむね水平であるが、旧河道のある北側に向かって微かに傾斜する。以下、遺構ごとに概要を報告する。

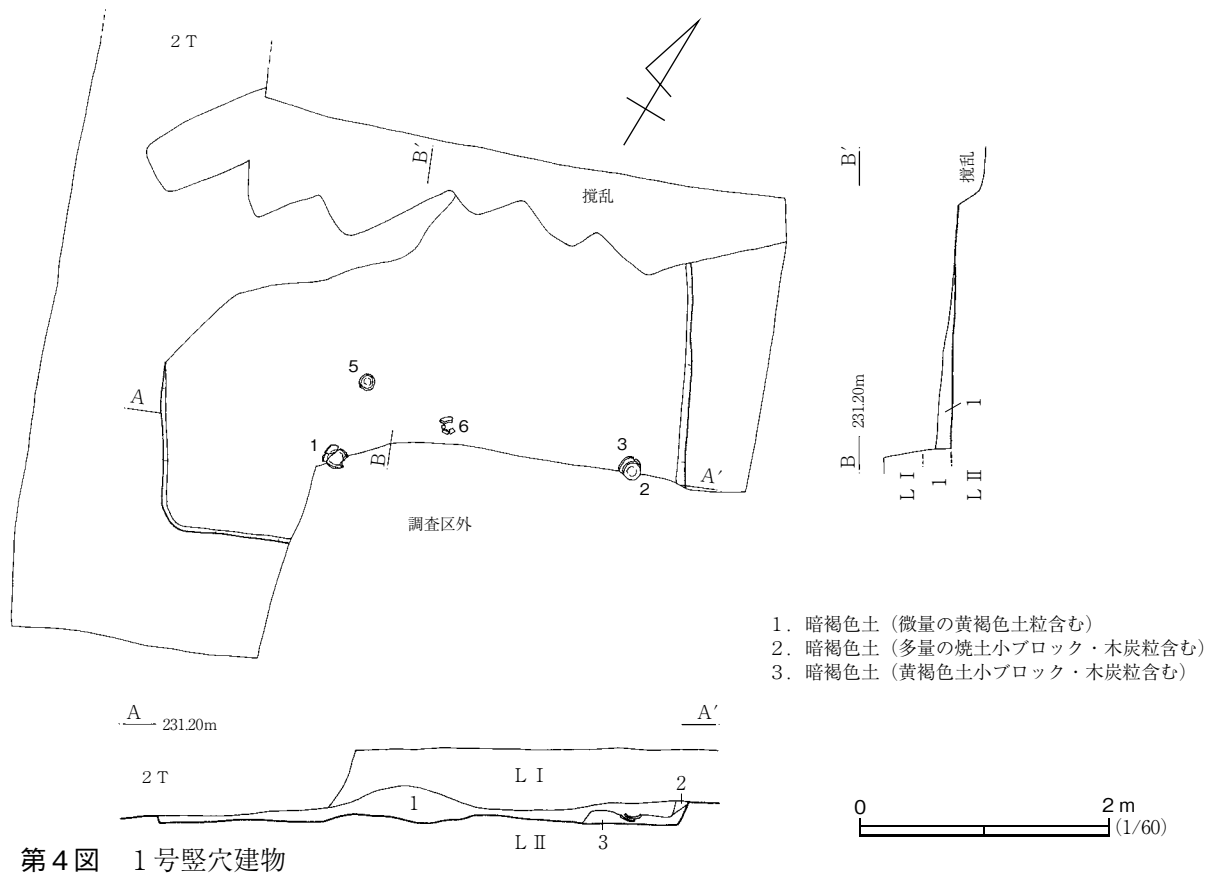
**1号竪穴建物** 北調査区の2号トレンチで竪穴の西部を確認し、開発の範囲内に限ってトレンチを拡大して調査を実施した。そのため竪穴の南東部は調査区外である。竪穴のすぐ北側まで旧河道の落ち込みが迫っており、その傾斜に伴い竪穴の北西部は流失する。さらに、北東部の周辺には大きな攪乱があり、竪穴の一部が失われている。竪穴の平面は方形で、規模は東西が約4.2mである。南北の規模は北壁が完全に失われているため不明だが、4m前後であろう。堆積土に、人為堆積をうかがわせる様相は認められない。炉や竈は確認できなかった。床面想定範囲の半分以上を確認したが、その範囲内に炉の痕跡は認められず、炉は存在しなかったと思われる。一方で、竪穴南東部の堆積土に焼土や炭化物の顕著な混入がみられ、この周辺に竈が存在したとも考えられる。ただし、この場所は竈の設置位置としては不自然である。一般的に竈の設置されることが多いのは北壁であり、本竪穴の場合も、流失や攪乱で失われた北壁に設置されていた可能性がある。柱穴も未確認である。小規模な竪穴とみられるため、壁立の構造の可能性がある。床面に接した層位および堆積土中から、第7図1～6に示した復元率の高い土師器が6点出土した。いずれも本竪穴に伴うとみられる。

**2号竪穴住居** 南調査区の南西部で確認した。平面は長方形で、短軸の規模は約3.5mである。南西壁が調査区外のため、長軸の規模は不明である。3・4・6・7号ピットと重複関係にあり、平面観察によって本竪穴の方が古いと判断した。堆積土は、ローム質の小ブロックを多量に含む①の均一層で、人為堆積の可能性がある。ほぼ全面に貼床が施されている。竪穴の掘り込み深度は、ローム質のLⅡを掘り抜き、その下層の砂礫質のLⅢに及んでいる。貼床は、この砂礫質層の上部に多量のロームブロックを充填することで形成している。北東壁に竈が設置されている。竈の位置は、壁の中心より向かってやや右に偏している。明確な掘り込みによる煙道は現状では存在しないが、表土除去の段階では煙道状にのびる土壌の変色範囲を確認した。燃焼部内において、竈の中心軸より向かってやや左に偏した位置から石製の支脚と強く被熱して硬化した焼土面を確認した。柱穴は未確認である。貼床下層の地山面でも確認できなかったことから、存在しなかった可能性があり、壁立の構造が考えられる。竈に向かって左側の場所でP1とした小穴を確認したが、用途などは判然としない。竪穴の堆積土中および床面に接する層位から、第8図7～14に示した土師器・須恵器が出土した。床面に接する層位から出土した7の土師器は本竪穴に伴うとみられる。そのほかの多くは堆積土中からの出土であり、竪穴を埋める過程で投棄されたとみられる。

**1号土坑** 南調査区の南東部で確認した。西部が攪乱により失われ、東部は調査区外になる。そのため全体の形状は判然としないが、平面形は東西に長くなるようである。確認できた範囲では、壁の立ち上がりはおおむね急角度である。堆積土に、人為堆積をうかがわせる様相は認められない。

**ピット** 南調査区の南西部を中心に7基確認した。3・4・6・7号ピットが2号竪穴建物と重複関係にあり、平面観察によって各ピットが新しいと判断した。いずれも規模は小さく、大半は砂礫質のLⅢまで掘り込まれている。柱痕は確認できなかった。簡易な構造の掘立柱建物の柱穴の可能性がある。





1号竖穴建物



第7図1出土状況

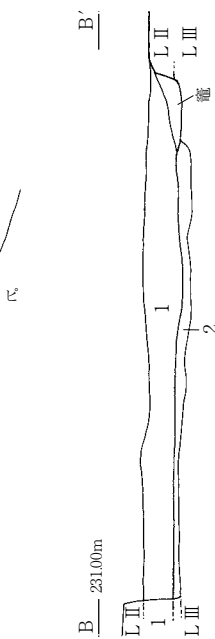
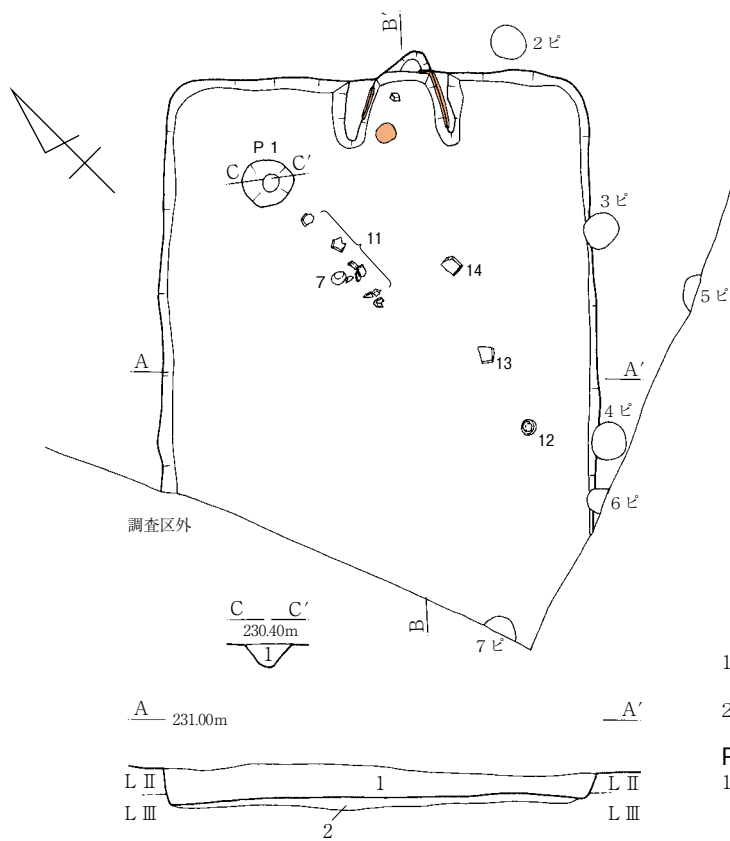


第7図2・3出土状況



第7図5出土状況

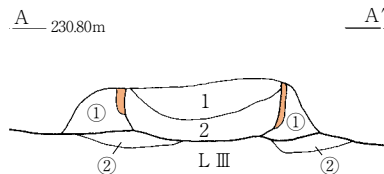
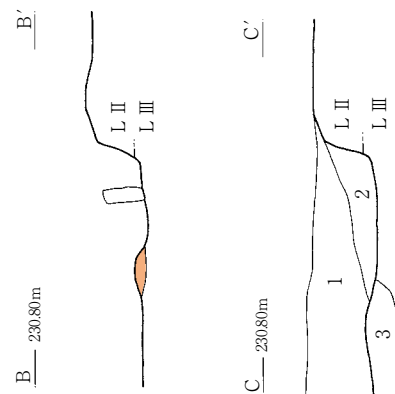
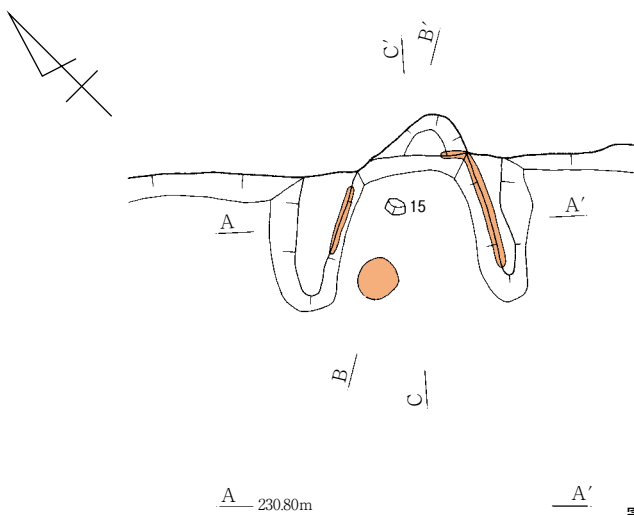
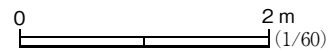




- 1. 暗褐色土 (多量のローム小ブロック、微量の木炭粒・焼土粒含む)
- 2. 暗黄褐色土 (多量のロームブロック含む、しまりあり)

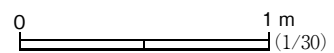
**P 1**

- 1. 暗褐色土 (微量の木炭粒・焼土粒含む)



**竈**

- 1. 暗褐色土 (多量のローム小ブロック、微量の木炭粒・焼土粒含む)
- 2. 暗赤褐色土 (多量の焼土粒含む)
- 3. 暗黄褐色土 (多量のロームブロック含む、しまりあり)
- ① 黄褐色土 (多量の粘土ブロック含む、しまりあり)
- ② 暗黄褐色土 (多量のロームブロック含む、しまりあり)



第5図 2号竖穴建物



2号竖穴建物



竈



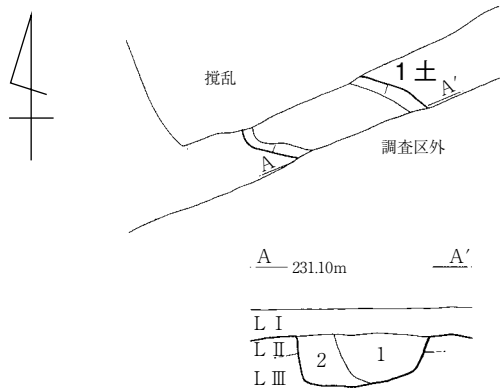
竈断面



遺物出土状況

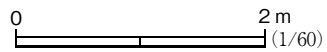


第8図7出土状況

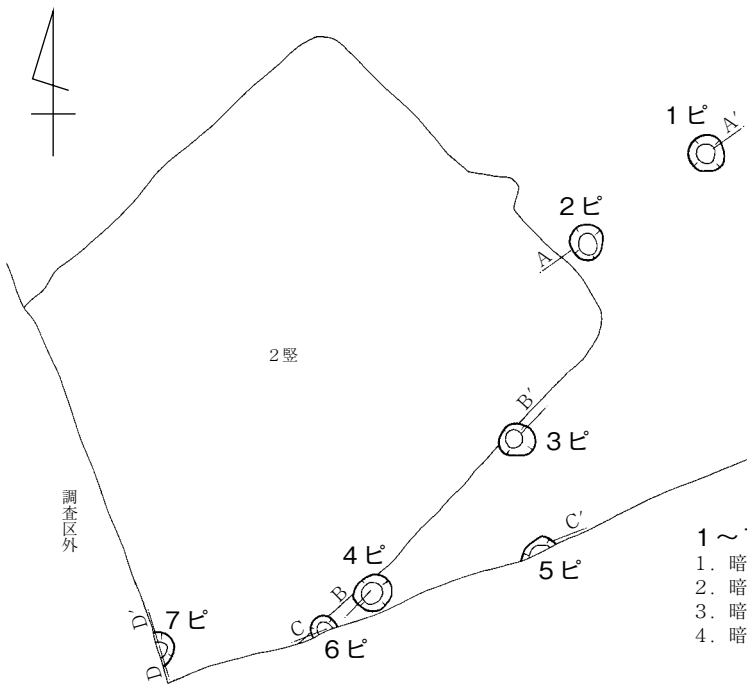


1号土坑

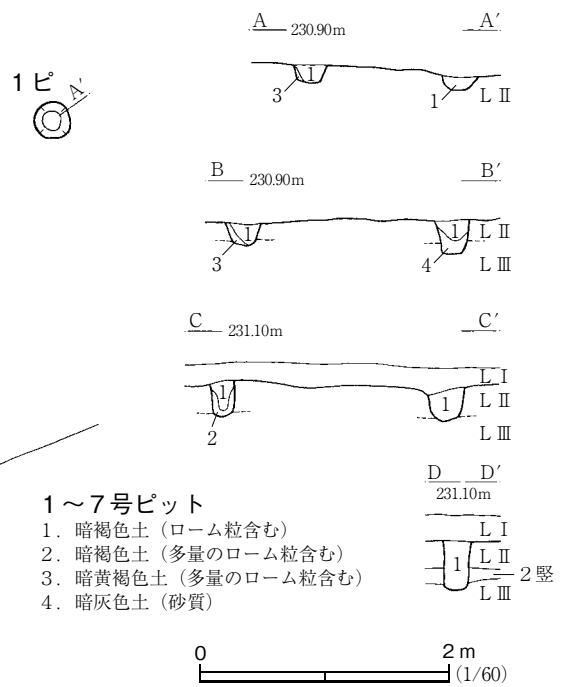
1. 暗褐色土 (多量の礫を含む、砂質)
2. 暗褐色土 (砂質)



1号土坑



第6図 土坑・ピット



作業風景

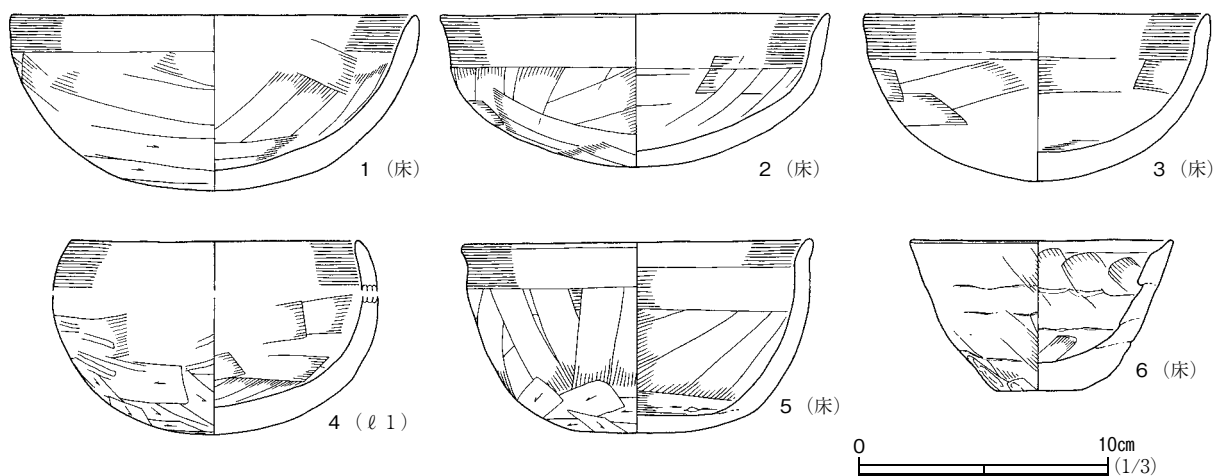


## 5. 遺物

1・2号竪穴建物から、土師器・須恵器と石製の竈支脚が出土した。土坑・ピットからは、遺物は出土しなかった。以下、1・2号竪穴建物ごとに出土遺物について概要を報告する。

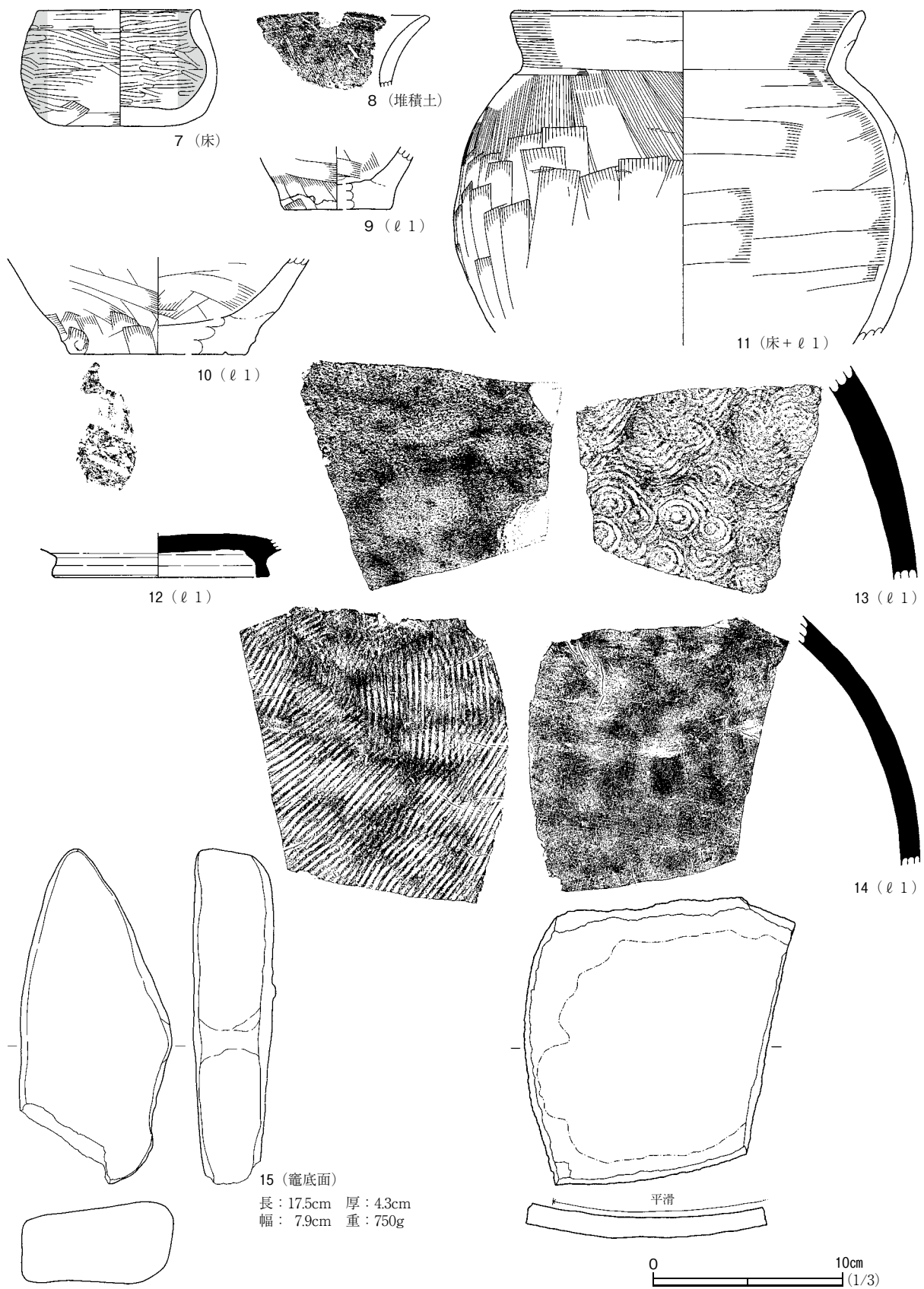
**1号竪穴建物** 第7図に1～6として図示、15頁に写真を掲載した。1～5は土師器の坏、6は手捏土器である。4以外は竪穴の床面に接する層位からの出土である。4は竪穴堆積土からの出土だが、本竪穴堆積土の深さはごく浅い。よってこれらの6点は、いずれも本竪穴に伴うと判断できる。2と3は重なった状態で出土し、2が上、3が下であった。4は、体部から底部にかけて残存する。ただしこれとは別に、胎土・色調などが近似した口縁部の破片があり、接合はしなかったものの同一個体と判断した。5は、平底風に底部が仕上げられている。特に内面において、それが顕著である。6は、内外面ともに、粘土紐の輪積痕が明瞭に観察できる。実測図では、口縁の端部が酸化していたので口縁部が残存していると判断して図化した。輪積の部分で剥離した状態であることも否定できない。

**2号竪穴建物** 第8図に7～15として図示、15頁に写真を掲載した。7は土師器の小壺、8～11は土師器の甕、12は須恵器の袋物の底部、13・14は須恵器の甕の胴部破片で、このうち14は硯として転用されていると判断した。15は石製の竈支脚である。これらのうち、7は床面からの出土で、本竪穴に伴う。それ以外は堆積土中からの出土であり、竪穴の埋没過程に投棄されたと考えられる。11は、破片が斜めに流れ込むような状態で出土し、口縁部は床面に接する層位であった。竪穴建物の廃絶直後の投棄であろう。7は、内外面ともにヘラミガキと黒色処理が施されている。8は、外面に細かなハケメの調整が施されている。10の底部外面には木葉痕が認められる。11は胴部が丸みを帯びる甕で、胴部上半に不明瞭ながらハケメの調整が施されている。14は、硯として転用されたとみられる須恵器甕の胴部破片である。内面に顕著な磨痕が観察できるが、明瞭な墨痕は確認できなかった。外面の叩き目は、凸部が潰れるように欠損している。硯として利用した際に、下面となった表面に圧力が加わって欠損が生じたと考えられる。15は石製の竈支脚である。竈燃焼部において直立した状態で出土した。一部欠失しているものの、直立した状態で出土したことから、この状態で使われていたと判断できる。ほぼ全面が被熱により赤く変色する。



第7図 1号竪穴建物出土遺物





第8図 2号竪穴建物出土遺物



出土遺物

# 報告書抄録

書名	個人住宅建築に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 徳定A・B遺跡 第7次発掘調査報告書							
編著者	垣内和孝 荒木麻衣							
編集機関	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社文化財調査研究センター							
所在地	福島県郡山市喜久田町堀之内字畑田23番							
発行機関	郡山市教育委員会							
所在地	福島県郡山市朝日一丁目23番7号							
発行年月日	令和5年(2023)12月22日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
徳定A・B遺跡 (第7次)	福島県郡山市田村町 徳定字代畑	2036	562	37° 21' 12"	140° 22' 47"	20230705 ～ 20230714	101.52	住宅建築
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
徳定A・B遺跡 (第7次)	集落	古墳時代中期 奈良時代	竪穴建物2棟 土坑1基 ピット7基	土師器 須恵器 転用硯				
要約	古墳時代中期と奈良時代の竪穴建物を確認した。							

個人住宅建築に伴う埋蔵文化財発掘調査業務

## 徳定A・B遺跡

——第7次発掘調査報告書——

令和5年(2023)12月22日

編集 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社  
文化財調査研究センター  
〒963-0541 福島県郡山市喜久田町堀之内字畑田23番

発行 郡山市教育委員会  
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

印刷 石井電算印刷株式会社  
〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字南川田37-2